

確認文書一覧

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
<b>個別サービスの質に関する事項</b>					
平面図	●	●	●	●	●
重要事項説明書(入所申込者(患者)又は家族の同意があったことがわかるもの)	●	●	●	●	●
入所(利用)契約書	●	●	●	●	●
施設サービス計画	●	●	●	●	●
施設サービス計画書(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)	●	●	●	●	●
入所検討委員会会議録	●	●	●	●	●
サービス提供記録	●	●	●	●	●
アセスメントシート	●	●	●	●	●
モニタリングシート・記録	●	●	●	●	●
業務日誌	●	●	●	●	●
(身体的拘束等がある場合)入所者の記録、家族への確認書	●	●	●	●	●
身体的拘束等廃止に関する(適正化のための)指針	●	●	●	●	●
身体的拘束等の適正化検討委員会名簿	●	●	●	●	●
身体的拘束の適正化検討委員会議事録	●	●	●	●	●
栄養ケア計画	▲	▲	▲	▲	▲
栄養状態の記録	▲	▲	▲	▲	▲
口腔衛生の管理計画	▲	▲	▲	▲	▲
<b>個別サービスの質を確保するための体制に関する事項</b>					
勤務実績表/タイムカードなど	●	●	●	●	●
勤務体制一覧表	●	●	●	●	●
従業者の資格証又は指定講習修了証明書	●	●	●	●	●
管理者の雇用形態が分かる文書	●	●	●	●	●
管理者の勤務実績表/タイムカードなど	●	●	●	●	●
管理者において必要な研修を修了したことがわかるもの					
利用者の介護保険番号、要介護認定の有効期限等を確認している記録等	●	●	●	●	●
請求書	●	●	●	●	●
領収書	●	●	●	●	●
緊急時対応マニュアル	●	●	●	●	●
運営規程	●	●	●	●	●
従業者の雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書	●	●	●	●	●
研修計画、実施記録	●	●	●	●	●
性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針、相談記録	●	●	●	●	●
委託事業者の業務の実施状況の確認記録					
業務継続計画	▲	▲	▲	▲	▲
業務継続に関する研修及び訓練計画、実施記録	▲	▲	▲	▲	▲
国保連への請求書控え	●	●	●	●	●
非常災害(火災、風水害、地震等)時対応マニュアル(対応計画)	●	●	●	●	●
避難・救出等訓練の記録	●	●	●	●	●
非常災害時の通報、連絡体制	●	●	●	●	●
消防署への届出	●	●	●	●	●
消防用設備点検の記録	●	●	●	●	●
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録	●	●	●	●	●
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針	●	●	●	●	●
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修の記録	●	●	●	●	●
感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練の記録	▲	▲	▲	▲	▲
利用者・家族の個人情報同意書	●	●	●	●	●
従業者の秘密保持誓約書	●	●	●	●	●
パンフレット/チラシ	●	●	●	●	●
苦情の受付簿	●	●	●	●	●
苦情者への対応記録	●	●	●	●	●
苦情対応マニュアル	●	●	●	●	●
運営推進会議の記録	●	●	●	●	●
事故発生の防止のための指針	●	●	●	●	●
事故対応マニュアル	●	●	●	●	●
事故に係る市町村、家族等への報告(連絡)記録	●	●	●	●	●
事故対応記録					
再発防止策の検討の記録	●	●	●	●	●
ヒヤリハットの記録	●	●	●	●	●
事故発生防止のための委員会議事録	●	●	●	●	●
事故発生防止のための研修の記録	●	●	●	●	●
事故発生防止に係る担当者を設置したことがわかる文書	●	●	●	●	●
虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会の開催記録	▲	▲	▲	▲	▲
虐待の発生・再発防止の指針	▲	▲	▲	▲	▲
虐待の発生・再発防止の研修計画、及び訓練計画、実施記録	▲	▲	▲	▲	▲
虐待の発生・再発防止の措置を適切に実施するための担当者を配置したことが分かる文書	▲	▲	▲	▲	▲
<b>介護報酬</b>					
加算・減算の要件を満たしていることがわかる文書等	●	●	●	●	●
<b>設備</b>					
従業者の資格・雇用形態一覧表	●	●	●	●	●
計画作成状況一覧表	●	●	●	●	●
自主点検表	●	●	●	●	●

※ 介護報酬請求に関しては、それぞれの要件にかかる文書等を求め、算定要件の適合状況を確認します。

※ 運営指導を行う年度の前年度から直近1月程度前までの実績にかかるものを対象とします。(運営指導の過程で、前年度よりも過去の状況を確認する場合もあります。)

▲印は、令和6年3月31日までの間は努力規定の基準に関するものです。準備中などで用意がない場合はその旨を当日担当者にお伝えください。

●印の書類については、事前提出書類に該当するものを含め、当日会場に用意して下さい。なお、事業運営上該当がない書類については、その旨を当日担当者にお伝え